

## 静岡市下水道使用料懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、適正な下水道使用料について広く意見を求めるため、静岡市下水道使用料懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、下水道使用料に関して総合的に検討し、静岡市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に対して意見を述べる。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

### (委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

(1) 下水道事業に関係する団体に所属する者

(2) 学識経験がある者

(3) 市民

2 管理者は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成17年9月7日から平成17年12月31日までとする。

### (会長)

第6条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、企業局下水道部下水道総務課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。